

**富津市公衆無線LAN  
試験運用利用規約**

**総務部  
企画課**

## (目的)

**第 1 条** この規約は、市民及び施設利用者並びに本市を訪れる観光客が、情報を取得及び発信するための利便性の向上を図るために本市が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (提供するサービス)

**第 2 条** 無線 LAN を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次条に規定する無線 LAN を利用することができる施設において当該無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

## (利用場所及び利用時間)

**第 3 条** 無線 LAN を利用することができる施設、場所及び時間は、別表のとおりとする。ただし、利用時間については、各施設のイベント等の実施に合わせ変更することができる。

## (利用者の資格)

**第 4 条** 利用者は、個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

## (無線 LAN の利用)

**第 5 条** 無線 LAN 機能を搭載したパソコン等は、利用者が準備するものとする。

2 利用者が利用するパソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法律等を遵守しなければならない。

4 無線 LAN を利用するための本市への申請等は不要とする。ただし、本規約に同意しなければ利用することができない。

5 無線 LAN の利用料金は、無料とする。

## (利用の手続)

**第 6 条** 利用者は、この規約に同意の上、別に定める利用マニュアルに従い、無線 LAN に接続後表示した Web ブラウザに必要事項を入力し、

利用申込みを行うものとする。

**(禁止事項)**

**第7条** 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者のプライバシー権その他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の利用者もしくは富津市に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為。
- (3) 誹謗中傷する行為。
- (4) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為。
- (5) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為。
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為。
- (7) 性風俗、宗教、政治に関する活動。
- (8) パスワード等を不正に使用する行為。
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、又は無線LANに関連して使用し、もしくは提供する行為。
- (10) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量のメールを送信する行為。
- (11) 大きな音や声を上げる等著しく静穏を害し、又は粗野若しくは乱暴な行為。
- (12) 座り込み等その他通行、又は施設利用の妨害となる行為。
- (13) 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わないものとする。

**(利用の停止)**

**第8条** 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に

通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 第7条で禁止している事項に該当する行為を行った場合。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合。
- (3) その他利用者として不適切であると市長が判断した場合。

#### (運用の中止)

**第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合。
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、震災、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合。
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合。
- (4) その他市長が無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合。

2 無線LANの利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本市は一切の責任を負わないものとする。

#### (免責)

**第10条** 市長は、無線LANサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得た情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線LANサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、当市は一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。利用者の機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、webブラウ

ザ等によって、無線LANサービスを利用できない場合があっても、当市は一切責任を負わないものとする。

**(本規約の変更)**

**第 11 条** 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

**附 則**

本規約は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

**附 則**

本規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

本規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

利用可能施設	利用場所	利用時間
市役所本庁舎	本庁舎 1 階 ホール	祝日・休日・12月29日から1月3日を除く、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
市民会館	1階ホール	富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例施行第10条に規定する開館時間とする。
市民 ふれあい公園 管理事務所	受付窓口	12月28日～1月4日を除く 午前8時30分～午後9時00分（曜日によって異なる）
富士見 グリーンテニス 管理事務所	受付窓口	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）・12月28日～1月4日を除く 午前8時30分～午後5時15分（日・水・金曜日） 午前8時30分～午後9時00分（火・木・土曜日）
富津市 総合社会体育館	受付窓口	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）・12月28日～1月4日を除く 午前8時30分～午後9時00分